独占禁止法第9条報告制度の簡素化に係る第4章届出規則改正案に対する意見の概要とこれに対する考え方

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
1	各様式の1	日本標準産業分類は一事業所ごとに適用されることとなってい	独占禁止法第9条報告制度(以下「9条報告制度」という。)では、
	及び2<事	るので、会社全体としての事業分野にはどう当てはめるべきかよ	会社が属する事業分野のうち最近1年間の売上額が最も多い事業分
	業分野の分	く分からない。また、小分類(3桁分類)では、統括機能の本社と、	野のみについて、当該事業分野及びその売上額等を報告していただく
	類>	実際の事業活動を行う支社等が別の分類になることもあるが、ど	こととしています(様式第1号の注7ほか)。
		ちらの小分類で記載するのか不明であり、その会社がどの小分類	
		の分野だと報告するかによって有利不利が生じかねない。そのた	
		め、各会社の判断に任せるのではなく、公正取引委員会が日本標準	
		産業分類を参考に事業分野の区分表を定めて公表すべきである。	
		(匿名)	
2	各様式の1	一般的に統計の集計に使われる項目の設定は,データを分かり	日本標準産業分類は、我が国唯一の公的かつ網羅的な産業分類基準
	及び2<事	やすくするため,一つの項目に含まれる数が大きくなるとその項	であることから、他の我が国の施策においても産業の分類を行う手段
	業分野の分	目を細分化する改定を行い、逆の場合は項目を統合する改定を行	として用いられている例は多数存在します。
	類>	う傾向があるなど,時期により変更されるものであるし,社会の感	また、事業分野の分類に当たっては、「経済センサス-活動調査」と
		覚とは分野の区切り方が異なることもある。このため、事業分野の	いった主要な産業統計が日本標準産業分類に基づいて作成されてお
		分類に当たって日本標準産業分類に準拠するのは不適当ではない	り、独占禁止法上の評価を行うに当たっての情報収集上の便宜にかな
		か。(匿名)	うことや, 事業者の側でも, 自らが属する事業分野におけるその地位,
3	各様式の1	実際の企業活動においてイノベーションや産業構造変革による	事業分野の市場占拠率(シェア)等についての判断をするための資料
	及び2<事	事業分野の統合・融合がある中で、日本標準産業分類によってこれ	収集上の便宜にかなうことから、今後も引き続き日本標準産業分類を
	業分野の分	らの企業実態を踏まえた適切な事業分野を画定することができる	用いることが適当であると考えます。
	類>	のか疑問がある。また、企業においては、必ずしも日本標準産業分	中分類(2桁分類)に準拠するものとすると,事業分野として広く

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
		類による決算処理を行っているわけではなく,本報告のために売	なり過ぎるものと考えます。また,有価証券報告書における事業セグ
		上高等を整理し直す必要があり、企業にとって過度な負担となっ	メントの分類は、会社によって分類が異なるところ、当委員会におい
		ている。したがって、事業分野の分類に当たって日本標準産業分類	て独占禁止法上の評価を適切に行うことが困難になるものと考えま
		に準拠することを見直すべきである。次善の策として,日本標準産	す。
		業分類の中分類(2桁分類)によることや, 有価証券報告書におけ	
		る事業セグメント (報告セグメント) による分類等他の開示資料に	
		基づく分類で代替可能なものへの変更を含め見直すべきである。	
		(団体)	
4	様式第1号	そもそも事業分野を日本標準産業分類で分類すること自体が適	事業分野の分類に当たっては、「経済センサス-活動調査」といった
	及び第2号	切ではないこと、また日本標準産業分類に基づいて画定される事	主要な産業統計が日本標準産業分類に基づいて作成されており、独占
	の1及び3	業分野と、企業結合審査時に設定される一定の取引分野の範囲は	禁止法上の評価を行うに当たっての情報収集上の便宜にかなうこと
	並びに様式	異なっていることから、備考欄において、日本標準産業分類の小分	や、事業者の側でも、自らが属する事業分野におけるその地位、事業
	第3号の2	類(3桁分類)に準拠した事業分野の市場占拠率(シェア)が 10%	分野の市場占拠率(シェア)等についての判断をするための資料収集
	<備考欄>	以上であるか否かという情報を報告させる意義は乏しく, 備考欄	上の便宜にかなうことから、今後も引き続き日本標準産業分類を用い
		は削除すべきである。	ることが適当であると考えます。
		また、改正案では、事業分野の市場占拠率(シェア)の算出にあ	また、今回の規則改正では、事業分野の市場占拠率(シェア)の推
		たり,政府統計を用いることができることが明示されているが,政	定に当たっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用い
		府の統計情報の公表時期が遅いため、企業側が調査する際に該当	ることができるとしているとおり、必ずしも報告の対象となる事業年
		年度の市場データが存在しないことがある。 したがって、 備考欄を	度と同年に該当する事業年度の政府統計のデータを用いていただく
		削除しない場合には、政府の統計情報の利用にあたって、当該調査	必要はありません。
		前年度以前の市場データを用いても支障がない旨を明示すべきで	
		ある。(団体)	

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
5	様式第1号	報告書に記載する提出会社グループの総資産合計額の計算に含	提出会社グループの連結子会社以外の会社で持分法の適用のない
	及び第2号	める会社を限定することとしているが、報告書等に記載する総資	会社(以下「連結子会社等でない会社」といいます。)を除いた総資産
	の3の(注)	産合計額と報告義務の有無を判定するための総資産合計額が異な	合計額が提出義務に係る総資産合計額の各基準額を超えている場合
	1 <提出会	るのは不合理であるため、第4章届出規則第1条の3も改正し、報	には、連結子会社等でない会社を計算の対象に含めた総資産合計額
	社グループ	告義務の有無を判定するための総資産合計額についても、これに	も,必ず提出義務に係る各基準額を満たすことになります。このよう
	の総資産合	含める会社を限定すべきである。(個人)	な提出会社グループについては、提出義務の基準を満たすことが明ら
	計額>		かであるため、様式において記載する総資産合計額について、連結子
			会社等でない会社を計算の対象に含めるか否かを提出会社の任意と
			することとしました。
6	様式第1号	改正案の様式の第1号及び第2号の3(2)の(注)2では、連	様式第1号及び第2号の3(2)に記載する、提出会社、子会社及
	及び第2号	結子会社等でない会社を除いた当該総資産の合計額が10兆円を超	び実質子会社(銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社
	の3の(注)	え,かつ,15兆円以下の場合は、計算に含める会社を限定できな	を除く。)の総資産合計額(以下、6において「総資産合計額」といい
	2 <提出会	いこととしているが、そのような総資産合計額の提出会社グルー	ます。)が 15 兆円超であるかは、独占禁止法第9条第3項に規定する
	社グループ	プについて取扱いを異なることとする理由と当該金額の設定根拠	「総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと」
	の総資産合	が不明であり妥当でない。そもそも9条報告制度の簡素化の趣旨	の該当性を判断する基準の一つとなっております(「事業支配力が過
	計額>	からすればこの項目を報告事項とする必要性は乏しい。(個人)	度に集中することとなる会社の考え方」(平成 14 年 11 月 12 日公正取
			引委員会))。当該会社グループを監視する観点から、当該総資産合計
			額を報告いただく必要があります。
			連結子会社等でない会社を計算の対象から除いた総資産合計額が
			15 兆円を超えている場合, 当該会社グループは上記基準を満たしてい
			ることが明らかであり、また、連結子会社等でない会社を計算の対象
			から除いた総資産合計額が 10 兆円以下の会社グループについては,

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
			連結子会社等でない会社を計算に含めても総資産合計額が 15 兆円超
			に達することが想定されません。したがって、連結子会社等でない会
			社を除いた当該総資産の合計額が 15 兆円超又は 10 兆円以下の場合
			は、様式において記載する総資産合計額について、連結子会社等でな
			い会社を計算の対象から含めるか否かを提出会社の任意とすること
			としました。
7	その他	報告期限が事業年度終了日から3か月以内とされ、報告頻度も	今回の規則改正により報告に要する作業負担は大幅に軽減される
		毎事業年度とされているが、多くの企業の株主総会開催時期と重	ものと考えます。
		なり, 報告作業に過度な負担が生じている。まずは報告期限を延長	
		すべきである。さらには、そもそも毎事業年度に報告を求めること	
		が必要か検討し見直すべきである。(団体)	
8	その他	9条報告制度において記載を求められる事業分野は、例えば日	9条報告制度は、独占禁止法第9条に違反するか否かを判断するた
		本標準産業分類に準拠しているため企業実態を必ずしも適切に反	めの情報を公正取引委員会が得る上で必要な制度と考えます。
		映しているとはいえず,企業結合審査時に設定される一定の取引	なお,様式に記載を求める事業分野の分類に当たって日本標準産業
		分野とも異なる中で,そうした事業分野における売上高や市場シ	分類を用いる点については上記2ないし4のとおりです。
		ェアなどの情報に基に、公正取引委員会が事業支配力を適確に捕	
		捉することができるのか疑問がある。したがって、公正取引委員会	
		は9条報告制度の意義を具体的に説明すべきである。(団体)	
9	その他	今回の規則改正により9条報告制度の簡素化が図られることは	一般集中規制が廃止された場合、事業支配力の過度の集中が生じ、
		評価するが、そもそも独占禁止法第9条・第 11 条が定める一般集	それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処す
		中規制自体を廃止すべきである。企業活動のグローバル化が進む	る手段がなくなることから,一般集中規制は必要であると考えます。
		中、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的な規制を課す	

番号	改正案 該当箇所	意見の概要	考え方
		規制は企業活動を不当に制限するものであり、我が国企業の競争	
		力を阻害しかねない。また、一般集中規制が想定する「事業支配力	
		が過度に集中する」状態を予防するのであれば,市場集中規制によ	
		り規制が可能である。さらに,仮に事業支配力が集中する状態にな	
		ったとしても、当該企業がその事業支配力を背景に反競争的行為	
		を行うことがあれば,優越的地位の濫用など,独占禁止法の他の規	
		制により適切に是正することが可能である。(団体)	